

議員提出議案第3号

守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する条例案

守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する条例を、次のように制定する。

令和2年2月20日提出

守口市議会議員	梅	村	正	明
同	坂	元	正	幸
同	土	江	俊	幸
同	嶋	田	英	史

記

守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員に支給する議員報酬については、守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭

和 31 年守口市条例第 10 号）別表中

	月額	
議会議長		702,000円
議会副議長		666,000円
議会議員		612,000円

とあるのは、

「

	月額	
議会議長		561,600円
議会副議長		532,800円
議会議員		489,600円

とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎とな

る議員報酬の月額は、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（この条例の失効）
- 2 この条例は、令和 5 年 4 月 30 日限り、その効力を失う。